

## 16 たばこ税及びたばこ特別税

## (1) 課税状況

区 分	課税標準数量	税 額
	千本	千円
紙 巻 た ば こ	16, 111, 248	62, 546, 874
パ イ プ た ば こ	47	185
葉 巻 た ば こ	172	677
刻 み た ば こ	57	224
か み 用 の 製 造 た ば こ	—	—
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	—	—
<b>税 額 計</b>	—	<b>62, 547, 960</b>
手 持 品 課 税 額	—	—
<b>合 計 税 額</b>	—	<b>62, 547, 960</b>
控 除 税 額	—	178, 225
<b>差 引 税 額</b>	—	<b>62, 369, 731</b>
加 算 税 { 過 少 申 告	—	—
{ 無 申 告	—	—
課 税 人 員		人 52
還 付 金 額		千円 —
納 期 限 延 長 税 額		千円 —

調査期間等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は  
処理による課税実績である。

## (2) 製造場数

区 分	場 数	
	場	
製 造 場 {	製 造 た ば こ 製 造 場	5
	原 料 事 務 所	3
	そ の 他	2
法 定 製 造 場	21	
<b>計</b>	<b>31</b>	

調査時点：平成17年3月31日